

NEWS LETTER

1. 中国知財訴訟第一審狀況
2. 最高裁第二審狀況
3. 損害賠償狀況
4. 最高裁2020判決典型案件紹介

2021年5月

中科專利商標代理有限公司

China Science Patent & Trademark Agent Ltd.

CSPTAL

- ◇中国人民法院より、2020年の知的財産訴訟件数、結審件数、判決概要が公表されました。
- ◇中国知的財産訴訟の現状を纏めましたので、此処に報告いたします。中国ビジネスにかかる知的財産権の活用にあたり、ご参考になれば幸いに存じます。

CSPTAL 董事長 張立岩、總經理 程金山

1. 第一審訴訟状況

- ◇中国政府の政策により、先進企業による知的財産権活用策の一環として、知財訴訟が急増しています。2020年は、44万件の訴訟があり、全類型の知的財産権において、前年よりも訴訟件数が増えています。
- ◇第一審における原告勝訴率は、60%を超えており原告に有利な状況であります。
- ◇外国企業が当事者になる涉外案件は、全体の10%前後です。

2. 第二審訴訟状況

- ◇知的財産訴訟の第二審は、2019年より最高人民法院で審理されます。
- ◇最高人民法院知的財産法廷での受理件数は、民事二審が1948件、行政二審が670件であり、前年比で倍増しています。特実の侵害訴訟は全体の61%を占めています。
- ◇民事第二審の判決結果は、全体の44.7%が原審維持の結果であります。

3. 損害賠償状況

- ◇専利権侵害訴訟での損害賠償額は、100万元以下が95%を占めており、高くはありません。その一方で500万元を超える大型損害賠償事案も現れています。
- ◇今後は、専利法の改正があり、損害賠償は高額化する傾向にあるように予測します。

Chinese Perspective
Global Vision



2. 中国の知的財産関係機関の最近状況

中国審査体制

国家知識産権局
 専利7・商標6の審査協力センター

中国裁判体制

中級人民法院、最高人民法院
 北京、上海、広州、**海南(新設)**に知識産権法院
 全国の主要裁判所に知財専門法廷

中国は、この体制でもって膨大な案件へ対応
 専利出願 519万件/Y(外国人11%)、登録363万件/Y、不服審判5.5万件/Y
 知財訴訟: 受理44万件/Y、結審44万件/Y

申長雨局長宣言



知財保護強化策を継続的に実施する。

- ★改正特許法の施行
- ★改正商標法の徹底的実施
- ★意匠の保護強化
- ★審査の品質と効率の向上
- ★国際的な協調

海南自由貿易港知識産権法院

- ◇海南省は、最先端のビジネス環境を整備し、これ迄にない特色のある自由貿易港を建設し推進する。
- ◇**海南知識産権法院**は、自由貿易港の優位性を活かし消費財産業の発展を目指す海南省において、その専利、商標、技術秘密、植物新品種、集積回路、独占紛争などの専門性、技術性の高い知的財産に関する第一審の民事案件、行政案件を審理するために新設された。



CNIPA

上海

上海

特許

商標

知裁



2-1. 知財訴訟第一審受理状況・・・知財訴訟急増

◇中国では、ビジネスに知的財産権を活用する傾向が高まっている。企業が自社権利の侵害を発見した場合、その対策として、協議34.4%、警告33.2%、訴訟26.4%の状況である。

◇2017年以降、知財訴訟が急増し、2020年は著作権が70%、商標権が17%を占めている。専利(特実意)は、前年比28%増となり、全体の6.4%である。



中国地方人民法院1審知財民事案件

	著作権	商標	専利※	技術契約	不正競争	その他
2020年	313,497	78,157	28,528	3,277	4,723	15,144
2019年	293,066	65,209	22,272	3,135	4,128	11,221
2018年	195,408	51,998	21,699	2,680	4,146	7,483
2020/2019年比	6.9%↑	19.8%↑	28.0%↑	4.5%↑	14.4%↑	34.9%↑

2-2. 知財訴訟第一審結審状況

- ◇知財訴訟第一審は、全国の地方人民法院および4カ所の知識産権法院において、審理されている。2020年の結審件数は44万件あり、広州法院が民事訴訟全体の38%を占めている。
- ◇民事訴訟では、原告勝訴率が60%を超えており、原告に有利である。
- ◇外国法人が当事者となる涉外民事訴訟は、全体の概ね10%である。中国ビジネスに関連して戦略的に訴訟が活用されている。

2020民事訴訟第一審受理結審件数

知財民事訴訟	全国地裁	北京法院	上海法院	広州法院
受理	443326件 (+11%)	42330件 (▲25.7%)	40136件 (+70.2%)	175795件 (+35.2%)
結審	442722件	42983件	37435件	173594件



北京知識産権法院

地方法院涉外専利訴訟

専利別	発明	実案	意匠	合計
涉外受理件数	48	27	81	156
原告勝訴	32	25	42	99(60%)
日本受理件数	10	0	5	15
日本勝訴	8	0	5	13(86%)

原告勝訴率60%/2018

北京知識産権法院専利訴訟

専利別	発明	実案	意匠	合計
2020				
2019	148	134	176	458
2018				
2017	163	55	102	320

涉外案件16%/2017

原告勝訴率73%/2017

WEB開廷審理

コロナ感染症の影響により、民事訴訟の開廷審理の多くがWEBで開催されている。その中の一部は、有名製品等が関連し、社会的関心度も高いため動画配信されている。視聴回数が10万回を超えるものもある。



WEB開廷審理



2-3. 知財訴訟最高裁第二審受理状況

最高裁知識産権法廷

◇最高裁は、2019年に27名の知財法廷裁判官を任命し、知財案件の審理をスタートした。
 ◇2020年に最高裁知財法廷が受理した民事二審の受理件数は1948件、結審件数は1742件であり、前年比で倍増している。特許・実案の侵害訴訟は、1189件であり全体の61%を占めている。

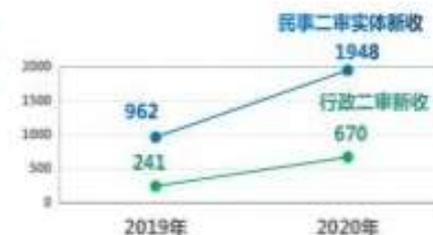
知財関係	民事二審		行政二審	
	受理	結審	受理	結審
2020	1948	1742	670	494
2019	962	586	241	142



民事二審実体
新収 1948 件



行政二審
新収 670 件



実案権侵害

民事・行政二審推移

民事二審受理案件(1948件)類型



2-4. 知財訴訟最高裁第二審判決状況

- ◇最高裁知財法廷の民事二審判決は、原審維持が44.7%/2020、40.2%/2019である。全体の4割強は原審を支持している。一方、差戻・原審変更は2割弱である。
- ◇2020年は、裁判官1名当たり82.5件を結審し、民事二審の平均処理日数は121.5日である。その審理には迅速な対応が求められる。
- ◇最高裁知財法廷での涉外案件は、全体の14%/2020、9%/2019であり、外国勝訴率は比較的高い。

最高裁民事二審判決内訳

知財訴訟	結審	一審判決維持	取下	調停	差戻変更
2020	1742件	779件 (44.7%)	463件	158件	339件 (19.4%)
2019	586件	236件 (40.2%)	213件	71件	66件 (11.2%)



最高裁涉外訴訟受理結審

涉外案件	受理						結審		
	総数	民事	行政	国別			民事		行政
				欧	米	日本	総数	外国勝訴	
2020	376	228	148				185		96
2019	174	50	52	75	54	15	35	21	

涉外案件 14% /2020、9% /2019

外国勝訴率60% /2019



2-5. 侵害訴訟の損害賠償状況・・・高額化傾向

◇専利権侵害訴訟における損害賠償は、原告損失や被告利益の立証が難しく、判決額の略95%が法廷賠償の100万元以下となっている。

◇平均賠償額は、北京が61万元／2019、広東が47万元／2019であり、高額賠償額は、北京、広東、浙江、上海の順に多い。それ故に法定地の選定は重要である。

◇今後、第四次専利法の改正により、損害賠償額は高額化するよう予測される。

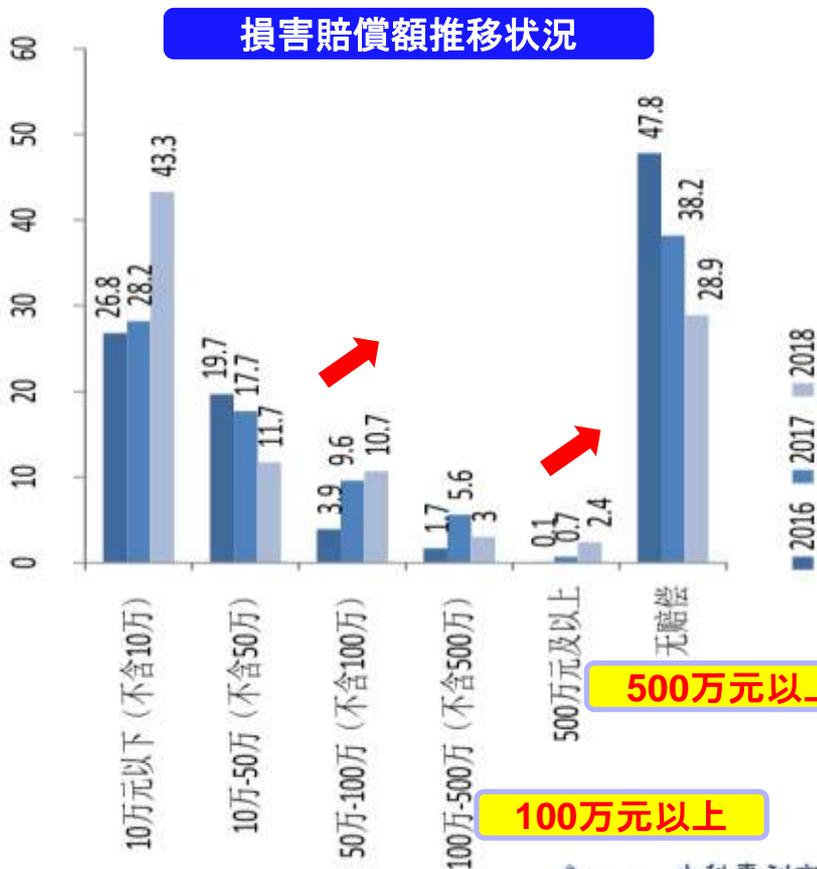


图 53 2016-2018 年法院判定专利侵权赔偿金额的情况 (%)

懲罰的賠償

1. 広州社技術秘密侵害事件
懲罰5倍⇒3000万元
2. 小米社商標侵害事件
懲罰3倍⇒5000万元

最近の大型訴訟事件

中国スマートフォン知財戦国時代

Apple Ipad商標事件
48億円和解

F社vsS社特許訴訟事件
8050万元賠償

西安vs SONY特許訴訟事件
901万元賠償



3-1. 最高裁2020年判決典型案件紹介

最高人民法院は、2020年の判決案件から典型的な55件の案件を選出しました。そして、知的財産分野の新規、難問、複雑な案件を審理する全国の法院の指針となり、審理に反映するように公表しました。本NewsLetterでは、その中から数例を選び、それぞれの案件の要点を以下に紹介します。

8. 特許請求の範囲の解釈に国際出願を用いることができるか否か？

再審出願人の中国船舶重工集团公司第七一一研究所、上海齐耀热能工程有限公司と被出願人のアルファラバール株式会社、一审被告上海齐达重型装备有限公司との特許侵害権紛争案 2020最高法民申969号

最高人民法院は、国際出願に基づいて付与された特許権について、その国際出願及び対応する出願書類が法的有効性を有するように指摘している。

特許審査書誌の重要な構成要素として国際出願書類がある。特許請求の範囲の特定の技術的内容の解釈にあたり、当事者が論争を起こした場合、その特許請求の範囲は、国際出願書類の対応する部分の原文を参考にして、人民裁判所によって解釈され得る。

クレームを解釈するため、その基礎となる書類の範囲が拡大され、誤訳等への許容度も広がる。



13. 方法特許権の侵害訴訟における挙証責任は？

特許権者の李陽（原告）と被疑者の唐山宝翔化工产品有限公司(被告)との
発明特許権侵害案件(2020)最高法民再183号

最高人民法院は、特許方法を用いて得られた製品が新製品に属さない場合、製品の属否にかかる挙証責任について次のように説示した。

原告は、被告が同じ製品を製造したことを証明できる一方、合理的に努力しても被告が確かに特許方法を用いたことを証明できない。

このような場合、案件の状況に応じて、既知の事実と日常生活の経験を考慮して、被告の製品が特許方法を用いて製造された可能性が高いと認定できれば、人民法院は、原告に更なる証拠の提供を要求することなく、被告に対し、実施方法が特許方法と異なることを証明するように要求できる。

この最高裁の指針により、方法特許権の侵害案件において、権利者は、一定の挙証責任を負うものの、その証挙責任の度合いが低減される。

関係法規

《特許法》

第66条 特許侵害紛争は、新製品製造方法の発明特許にかかわる場合、同じ製品を製造する単位または個人が、その製品の製造方法が特許方法と異なることの証明を提供すべきである。

《最高人民法院による知識産権民事訴訟証拠に関する若干の規定》法釈〔2020〕12号

第3条 特許方法によって製造された製品は、新製品に属さない場合、特許権侵害紛争の原告は、以下の事実を証挙証明すべきである。

- (一)被告による製品は、特許方法を用いて製造されるものと同じ製品に属する；
- (二)被告による製品は、特許方法により製造される可能性が高い；
- (三)原告は、被告が特許方法を用いたことを証明するために合理的な努力を行う。



20. 権利侵害による利益獲得に基づいて損害賠償額の算定における 挙証責任の程度は？

上訴人の深圳維盟科技股份有限公司と、被上訴人の深圳敦駿科技有限公司、原审被告泉州市冠峰网络科技有限公司との
發明特許權利侵害紛争案 (2019)の最高法令民末725号

特許権侵害訴訟において、損害賠償額の算定にあたり、権利者が可能な限り積極的に挙証し、かつ、権利者の提出証拠に基づいて、侵害者が侵害行為で得た利益を合理的に推算し、その主張された賠償額をサポートできる場合、人民法院は、これを支持すべきである。

侵害者は、その賠償額を支持すべきでないとして主張する場合、権利者の主張を覆すための反証を提出し、実際の侵害による利益を証明すべきである。

権利者による損害賠償額の挙証責任が軽減され、侵害者に反証義務が転化されることになる。

関係法規

最高人民法院による知識産権民事訴訟証拠に関する若干の規定 法釈〔2020〕12号

第31条 当事者が提供する財務帳簿、会計証書、販売契約、入出荷伝票、上場会社年報、募集明細書、サイトあるいはパンフレット等に関する記載、設備システムが記憶する取引データ、サードパーティのプラットフォームが統計する商品流通データ、評価報告、知的財産権使用許可契約、さらには市場監督、税務、金融機関の記録等を証拠として、当事者が主張する知的財産権侵害償却額を証明することができる。



22.特許権の共有者が単独で特許権を実施した場合、その実施から得られる利益は他の共有者へ分配すべきか？

上訴人の温州医科大学付属の第1病院と、被上訴人の深圳市汇利斯通信技术有限公司との発明特許権利侵害紛争案(2020)最高法知民終954号

特許出願権又は特許権の共有者が特許発明の実施について、契約や覚書において約定していない場合、共有者の一方が単独で特許発明を実施し、他方が特許権共有を理由として、共有者の実施による収益の分配を主張しても、人民法院は、これを支持しない。

この解釈は特許法第14条の趣旨による。

共有者の一方は、自らが単独で実施(製造、使用、販売)する場合、その利益を自己が享有できる。

第三者へ許諾して収益を得れば、その収益は共有者へ分配しなければならない。

関係法規

《特許法》

第14条 特許出願権または特許権の共有者は、特許の行使に約束がある場合、約束に従う。約束がない場合、共有者は、単独で実施し、または通常の許可方法で、他人に特許を実施することを許可してもよい；他人に当該特許の実施を許可する場合、課金料を共有者間で分配すべきである。



29. 公知常識の証拠の認定方法は？

上訴人の国家知的財産局と被訴人の江蘇標的生物医学研究所有限会社、常州南京大学高新技術研究所との発明特許出願審判行政紛争案(2020)最高法知性行終35号

最高人民法院は、公知常識の証拠について、次のとおり説示した。

- 1) 通常、技術辞書、技術マニュアル、教科書等の当分野の基本技術知識を記載した文献を指す。
- 2) 技術辞書、技術マニュアル、教科書以外の文献が、公知常識の証拠に属するか否かは、その文献の担体形式、内容及びその特徴、聴衆、伝播範囲等の因子を合わせて、具体的に認定する。

中国の審査において、審査官に公知常識を指摘されることがある。
この最高裁の説示により、公知常識にかかる証拠の種別、範囲、判断方法が明確になり指針となる。



32. 化合物が新規性を具備しない推定を覆すには？

上訴人の雅宝公司与被上訴人の国家知的財産局發明との發明特許審議行政トラブル案
(2020)最高法知行最終97号

先行技術文献が特許出願／特許権により請求される化合物を開示している場合、特許出願／特許権は、新規性を有しないと推定できる。

ただし、特許出願人または特許権者が出願日前に化合物を調製できないという証拠を提供できる場合は、その例外となる。

この場合、特許出願人または特許権者は、先行技術文献に記載された実験方法を用いて当該化合物を製造することができないことを実証するだけでなく、当該技術分野における通常の実験方法を用いて当業者の通常の実験方法を十分に引き出しても、当該化合物を製造することができないことを立証するべきである。

先行技術文献において空想された「化合物」について、実際に製造される可能性がなければ、後願の新規性を否定できない。出願人は、先行技術文献を分析し、反証できれば、権利化ないし権利を維持することができる。



謝謝！

Thank you for your attention !

連絡先

中国本社
〒100089
北京市海淀区西三環北路87号 国際財經中心D座11、13階
Tel.: +86 10 6861 9696 Fax: +86 10 8237 8400 E-mail: csptal@csptal.com



日本事務所(東京)
〒107-0062
東京都港区南青山1丁目15番1号みいでらビル4階
Tel: 03-3405-8001 Fax: 03-6804-5630
E-mail: sawada@csptjp.com

日本事務所(大阪)
〒530-0041
大阪市北区天神橋1丁目19番8号MF南森町3ビル10階
Tel.: 06-6881-5550 Fax: 06-6881-5510
E-mail: zhang@csptjp.com